独立役員届出書

1 基本情報

<u> </u>									
会社名		スバル興業	コード	9632					
提出日		2020/4/14	異動(予定)日		2020/4/28				
独立役員届出 提出理由		属性情報の変更のため。							
✓ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)									

独立役員・社外役員の独立性に関する事項

	z : $\underline{\underline{\underline{\underline{\underline{\underline{\underline{\underline{\underline{\underline{\underline{\underline{\underline{\underline{\underline{\underline{\underline{\underline{$																	
来早	番号 氏名 社外取締役/社外監査役	社外取締役/	独立役員	役員の属性 (※2・3)									異動内容	本人の 同意				
田力		伍立仅負	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	I	該当なし	大利門督	同意	
1	宮家 邦彦	社外取締役	0													0		有
2	遠藤 信英	社外取締役	0			Δ		Δ										有
3	野元 三夏	社外取締役	0										Δ				訂正・変更	有
4	上村 多恵子	社外取締役	0													0		有
5																		

独立役員の属性・選任理由の説明

<u> </u>	<u>根立伎員の属性・英仕珪田の説明</u>								
番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)							
1		同氏は、長く外務省に勤務し多くの重職を歴任され、その幅広い活動による高い見 識および豊富な経験を活かして、当社の経営判断に独立した立場からの適切な助言が 期待できるため、当社グループの企業価値の向上に資すると判断し、社外取締役とし て選任しております。 また、独立性に関する事項の該当もなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがな いと判断し、同氏を独立役員として指定しております。							
2	同氏は、過去に当社の親会社(2015年7月24日付にて、同社が保有する当社の全株式〔発行済株式総数の50.05%〕を、東宝(株)に現物配当したことにより、同日以降、当社の兄弟会社に該当)であった東宝不動産㈱の業務執行者でありました。なお当社と同社の間には、資本関係以外に重要な取引等はありませんでした。また、同社は平成2017年3月1日付で東宝㈱が吸収合併したことにより解散しておりますので、株主・投資者に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	同氏は、東宝不動産(株)の取締役として会社経営に関与された経歴があり、また、経理業務の専門家としての経験から、当社経営全般に対する十分な監査を期待できるため、社外取締役として選任しております。 また、独立性の該当状況に関しては左記記載のとおりでありますので、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。							
3	同氏は、過去に大西昭一郎法律事務所に所属しており、当社は同事務所と顧問契約を締結し法律面で助言を受けておりますが、その取引の規模・性質に照らして、株主・投資者に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	同氏は、当社や当社グループの事情に明るく、かつ弁護士としての専門的な知識や 経験に基づく独立・公正な立場からの意見が期待できるため、社外取締役として選任 しております。 また、独立性の該当状況に関しては左記記載のとおりでありますので、一般株主と 利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。							
4		同氏は、長年企業経営に携わるとともに、国や行政の諮問委員や経済団体等の役員を多数歴任され幅広く活躍されており、その高い見識と豊富な経験に基づく独立公正な立場からの意見が期待できるため、社外取締役として選任しております。 また、独立性に関する事項の該当もなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。							
5									

補足説明

(社外取締役の独立基準)

- (社外取締役の独立基準) 当社は、社外取締役が以下の基準のいずれかに当てはまる場合には、独立性を有しないと判断します。 1. 当社およびその子会社(以下「当社グループ」という。)を主要な取引先とする者(注1)またはその業務執行者 2. 当社グループの主要な取引先(注2)またはその業務執行者 3. 当社からの役員報酬以外に当社グループから多額の金銭その他の財産(注3)を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者) 4. 当社の主要株主(注4)(当該株主が法人である場合はその業務執行者) 5. 最近1年において次の(1)~(3)のいずれかに該当していた者
- - 版近 1 年において次の (1) ~ (3) のいりれいに該当していた (1) 前1 ~ 4 のいずれかに該当する者 (2) 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役 (3) 当社の兄弟会社の業務執行者
- 6. 前1~5に該当する者および当社グループの業務執行者の二親等以内の親族
- (注1)「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループと事業上の取引関係を有し、当該取引関係に基づく当社グループからの年間支払額がその連結売上高の2%を超える者をいう。
- (注2) 「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループと事業上の取引関係を有し、当該取引関係に基づく当社グループへの年間支払額が当社の連結売上高の2 %を超える者をいう。
- (注3)「多額の金銭その他の財産」とは、定常的な報酬が過去3年間の平均で年間1,000万円を超える場合をいう。 (注4)「主要株主」とは、直接または間接に当社総議決権の10%以上を有する者をいう。

- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g. 上場会社を主要な取引先又はその業務執行者
 h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
 ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「〇」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
 ※4 a~ I のいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
 独立役員の選任理由を記載してください。